

【審査員の業務】

審査員は、以下の業務等を行う。

- ①中央事務局又は地域事務局からの選任を受け、事業者に派遣され、受審事業者の担当審査員としてガイドラインへの適合性及び有効性の審査の実施
- ②審査における、受審事業者へのガイドラインの要求事項、環境への取組及び環境経営等に役立つ指導・助言の実施
- ③担当した事業者の審査の結果が確定した後、次の担当審査員が選任されるまでの間の、自らが行った審査の内容及び結果（推奨事項、指摘事項等）並びに判定委員会の指摘等に対する指導・助言、及びエコアクション21の取組全般に関する指導・助言、並びに事業者の経営に役立つ指導・助言の実施
但し、この期間の指導・助言は、基本的には電話、メール等による対応、又は地域事務局の会議室等において面談を実施するなどとし、当該事業者の希望により訪問して指導・助言を実施する場合は、地域事務局の承諾を得なければならない。いずれの場合においても、これに係る一切の費用（交通費を含む）を事業者に請求又は事業者から受領してはならない
- ④地域の地方公共団体及び業界団体等並びに中央事務局及び地域事務局と連携した、本制度の普及促進活動、特に新規の認証・登録事業者獲得のための活動の実施
- ⑤地域事務局が実施する自治体イニシアティブ・プログラム及び関係企業グリーン化プログラムへの講師等としての協力
- ⑥審査員補の審査オブザーバーへの指導、助言及び評価の実施
- ⑦その他中央事務局及び地域事務局が指示又は要請した業務

審査の実務、手続等の詳細は「エコアクション21審査及び判定規則」に定める。